

第54回経済産業省契約等評価監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年12月10日（火） 経済産業省別館11階1111会議室及びオンライン会議	
委 員	委員長 梶川 融（太陽有限責任監査法人 会長） 委 員 金子 良太（早稲田大学大学院会計研究科 教授） 委 員 川澤 良子（Social Policy Lab株式会社 代表取締役） 委 員 木村 琢磨（千葉大学大学院社会科学研究院 教授） 委 員 藤居 俊之（東京科学大学物質理工学院 教授）	
議 事	以下の議題について議事を執り行った。 1. 令和4年度電気・ガス価格激変緩和対策事業の確定検査 2. 調達実績一覧など	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
議題 1. 令和 4 年度電気・ガス価格激変緩和対策事業の確定検査 ・担当課室から、議題 1 について説明を行った。委員から出された主な意見・質問は以下のとおり。 <委員> ・事務費について、事務局を採択した際には事務費は 200 数十億で、それが最終的に交付決定された際に 320 億円となり、そのあと確定検査後に、当初公募した際と同程度の 220 億円弱となっている。交付決定時の事務費の金額自体の是非や決定プロセスについて、特に人件費部分について教えてほしい。 ・持続化給付金のような BtoC 事業ではコールセンターの役割は重要だったが、今回は事業者向け補助金で、持続化給付金ほど対象者は多くないにも関わらず、なぜコールセンター等の金額が多額になるのか。 ・計 950 社から毎月 30 万件の請求書のサンプルチェックを行っていることについて、ここまで確認する必要があるのか。また、補填の実施は月平均 3.2 万件とのことで、全需要家数からみると補填した率は低いと考えられる。120 億円の費用をかけて、毎月 30 万件のチェックを行った結果、最終的に	・事務局の採択時には信用保証料はほとんどかからないと見込んでいたところ、事務局採択後に、具体的な執行に向けて調整を行う中で相当な額が必要になることが判明し、50 億円上乗せした。また、その調整の中で、補助事業の事務処理期間を延ばす必要があると判断し、事務処理期間が延びた分の事務局とコールセンターの人員を増やし、信用保証料の増額と合わせて、計 100 億円が増額となった。しかし、事業開始後、信用保証の契約方法の見直しや、人件費単価やコールセンターの人員の効率化を行った結果、事務局費は当初の採択金額と同程度に抑えることができた。 ・本事業の補助金の対象者は電力・ガス会社約 1,000 社程度であるが、コールセンターは、電力・ガス会社向けではなく、一般の方からの問い合わせに対応するために設置した。問い合わせ件数は、1 日 200 件程度あり、一般の方からの関心も高い取組であったため、コールセンターの設置が必要であった。 ・電力・ガス会社が需要家に対してきちんと値引きを行っているかという点が重要で、補助金が電力・ガス会社の利益につながることはないように、値引きが適切に行われているかの確認が必要だった。この確認のため、毎月 30 万件ほどの請求書のチェックを行っていて、これにより値引き不足が判明した場合

補填させた金額はどれくらいか。 <委員> ・2回目以降の事業実施において信用保証料が改善されたとのことだが、経費の上乗せ、公募期間が短かった点についても改善されているのか。 ・事務局経費が事務局採択後、1ヶ月で上乗せされたことについて、仮に今後同様に、事業者が必要だと言って経費を上乗せしてきた費用について、採択の段階で第三者委員会が可否を判断できるのか。当該費用の必要性についてどこまで第三者委員会が確認できるのか。 ・1回目の公募では再公募のプロセスはなかったということか。 <委員>	には、電力・ガス会社に対し、需要家への補填を行わせていた。 ・サンプルチェック数は、1社あたり400件の確認を行っているが、この数字は一定水準の値引き漏れが検知できるよう統計的に算出したものであり、毎月約1,000社、400件のサンプルということで、合計30万件のサンプルを確認していた。値引き不足が発生したのは150社で、需要家への補填金額の合計は約3億3,000万円である。 ・省内ルールの改正を行い、同様の問題が起きないように改善した。2回目以降についての公募では、採択後の金額上乗せもなく、公募期間も適切に確保できた。 ・今後、同様のケースが起こった場合には、第三者委員会で費用の増額を認めるという判断ではなく、増額が発生した事由等について条件に追加した上で、再度公募を行うことも考えられると思っている。 ・採択前の段階でどこまでが不要な経費か第三者委員会が判断できたかというご指摘については、事前でもしっかりと審査するが、その時点でできることにも限界もある。そのため、事後の中間検査や確定検査など、フェーズごとに必要な確認をしていくことだと考えている。 ・前例のない大規模な事業であったため、確実に執行できるよう、余裕を見て対応していた面はある。その結果、余剰に計上されてしまった経費があれば、事業実施の段階で必要な見直しを行うなど、改善することが重要だと考えている。 ・然り。
---	--

・1社あたり400件のサンプルをとることについて、事業者によって契約件数は異なるため、必要なサンプル数も変動することが想定されるが、事業者ごとにサンプル数を増減させたりはしなかったのか。 ・補填を行った150社は延べ数か。 ・何度も値引き漏れしている事業者には重点的な措置を行い、そうではない事業者は緩和するなど、毎月どの事業者にも同程度の確認を行うのではなく、メリハリを付けることで、確認コストを下げる方法もあるのではないのか。 ・当初継続して実施する見通しは立っていなかったため、仕方がない部分はあるが、継続して事業を行うにあたって、毎回一からシステムを作成するのではなく、効果的に、継続的にシステムを使えるようにする仕組みも必要と感じた。 ・マイナンバーカードを利用するなどして、消費者から値引きされたかの確認情報を提供してもらうようなスキームを考えた方がよいのでは。 ・経産省から小売事業者に対して値引き原資を補助するというお金の流れは理解しているが、事務局が人海戦術で小売事業者のエビデンスを確認するよりは、需要家に値引き漏れが疑われる請求書をアップロードしてもらい、アップロードされた請求書を	・1事業者ごとに値引き漏れの割合が5%以上発生した場合に検知ができるようにこの水準でサンプル数を決定している。この水準を満たすサンプル数は統計的には、契約件数の母数が変わっても400件でほとんど変動がないため、全ての事業者でサンプル数400件と設定している。 ・例えば、ある社は1月から3月の3ヶ月分、ある社は1ヶ月分だけなど、値引き漏れの発生期間や件数に違いはあるが、150社で何らかの値引き漏れがあったということを意味している。 ・値引き漏れは、電力・ガス会社の料金メニューが多様にある中で、複雑な料金メニューで値引き計算が的確に行えていなかったといったものが多かった。したがって、どの事業者でも値引き漏れが発生するリスクがあったため、特定の事業者に対して重点的に行うのではなく、全体的な確認を行う必要があった。 ・値引き漏れの検知については、電力・ガス会社から提出される請求書をチェックする方法以外に、別途消費者から情報提供を受ける窓口も設け、当該情報提供から値引き漏れを探知する仕組みも導入していた。しかし、実際には消費者側の誤認など、値引き漏れにつ
---	--

確認することで、値引き漏れが発生していないかをチェックする方が効率的なのではないか。 ・個人がアクセスできる機会が増えているので工夫できる余地はまだあると思う。 <委員> ・請求書の確認のような正確性の話と、コールセンターの費用といったコストの両面があり、後者の方が国民的関心は高い。確認が難しい部分があるが、緻密な体制を構築するようお願いしたい。 ・信用保証について、今回はスキーム変更で対応したとのことだが、今後間接補助のスキームがまた出てきた際に、国が補助事業者に対して直接債務保証をして国が肩代わりするのも一つのあり方。ただそうすると国の債権になり、債権管理法との兼ね合いで難しいが、個人的には債権管理法の話とは切り離して、国が直接債務保証をすることもあり得ると考える。間接補助一般について議論が必要なのでは。 <委員> ・値引き漏れ確認のためのサンプル数について、サンプル数が400件という点には異論ないが、なぜ5%以上の値引き漏れで検知できるシステムにしたのか。また、サンプルの結果によって不備が5%を超えなければ再検査をしないという仕組みなのか。	ながら情報提供はなく需要家から情報提供を受ける方法は機能しなかった。 ・請求書の確認については、チェックする件数を増やせば値引き漏れを検知できる確率が高まるが、その分、コストが増える。確認の効果とコストはトレードオフの関係にあるため、どこまでやる必要があるかを考え取り組むことが大切であると考えている。 ・御指摘のとおり、債権管理法等との関係は難しく、スキーム変更でコストを下げられるのであれば、それが望ましいと考える。今後、ご指摘の点について類似の事案がもしもあれば、今回の経験も踏まえ、可能な限り工夫を行った上で事業を実施していきたい。 ・値引き漏れは、需要家が1件だけ値引き漏れになるといった事象は考えにくく、ある特定の料金メニューで複数の需要家に対して値引き漏れが発生するという事象が想定される。事業者によって異なるものの、電力・ガス会社の料金メニューは多い場合20程度あるため、1つの料金メニューで値引き漏れが発生した場合、当該事業者の需要家全体の5%以上で値引き漏れになっている可能性が高い。そのため、1事業者で値引き漏れが5%以上発生した場合に探知できるようにするという考え方を導入している。なお、サンプルチェックにより、1件でも値引き漏れが見つけれ
---	---

議題 2. 調達実績一覧など ・事務局から、議題 2 について説明を行った。委員から出された主な意見・質問は以下のとおり。 <委員> ・基金の新ルールについて、改正したものを適用していること、また、国が関与するということが重要ということについて、理解した。 ・ちょうど行政事業レビューで自分はリスクリング事業について担当したが、その際にも国と基金設置法人、その委託先との役割分担についての議論があった。リスクリング事業の基金設置法人である環境パートナーシップ会議の目的は SDGs などかなり幅広い目的となっており、ある意味すべての社会課題に対応できるようになっているのだが、名称上は「環境」と冠している法人がリスクリング事業の基金設置法人になっている点について議論があった。専門性を活用しきれない基金設置法人が根幹的な業務にかかわることの必要性であるとか、有用性について指摘があり、たしかにそのとおりだと感じた。今回の新ルールにおいては、国と基金設置法人が積極的に関与するとされているが、特に国が関与することが重要だと思う。 ・今後も同じような基金設置法人がかなり多数の基金を管理していくと考えられ、外部に巨額のお金が基金として創設されることになり、かつ資金を管理する金融機関も	ば、そこから、当該事業者の値引き実施状況を確認し、値引き漏れの全容を把握する仕組みになっている。 ・基金事業は、事業の目的に照らして絞るべきだと思っている。基金でないと企業の投資判断を促すのが難しいケースもあるが、それはやはり限られている。我々の中でも、基金で実施する事業は絞っていきたいと考えている。
---	--

一社であることについてもレビューの場で議論があった。この新ルール自体の議論とは少し異なるが、やはり特定の者が行政事務について集中して業務を行うことのリスクを考える必要がある。 <委員> ・すべての基金について終期を設定したところ、管理費を残して解散するのが難しい事情があるのは理解するが、合理的な理由があるのであれば基金シートに明記し、誰が読んでもその理由が分かるようにしてほしい。 <委員> ・コロナの時の特別な措置が継続的に行われていると理解。必要なものは基金で実施し、繰越し含めた予算事業で実施できるものはそちらで実施してほしい。 その他 事務局から、次回の契約等評価監視委員会について報告を行った。 (了)	・終期を定めるのが難しいのは、非常に例外的なケースだが、仮にそのようなケースがあれば、その理由を基金シートにしっかりと明記するよう徹底する。
---	--